

ひょうごの子育て支援政策と子育て学習

— 少子化対策から子ども・子育て新システムへ —

Hyogo Child Care Support Policies and Child Care Learning:
From the Countermeasures for Declining Birth Rate to a New System of Child Care

勝 木 洋 子

要 約

国の子育て支援政策をあきらかにし、兵庫県の家庭教育支援、親学び学習の経緯をふりかえり、次世代に続く課題を明らかにする。

キーワード：子育て支援 親学習 男女共同参画

はじめに

出生率の低下が社会的な関心を集め、政策課題として取り上げられるようになったのは1990（平成2）年のいわゆる「1.57ショック」からである。「1.57ショック」とは出生率の低下に対する社会の驚きを示した言葉で、前年の1989（平成元）年の合計特殊出生率がそれまで最低であった「丙午（ひのえうま）」の年（1966（昭和41）年）の1.58よりも低い戦後最低の1.57であると発表されたことが契機となった。

近年の子育て支援政策は少子化が決定的となった2004（平成16）年頃から激変している。同年7月の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会（文部科学省）」では「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）を発表し、子育ては社会的な営みと意識を変えた。個人の問題ではなく社会の問題としてとらえはじめた。さらに「平成16年版少子化社会白書」では、「少子社会の到来とその影響」という文節ではじまっている。

1999（平成11）年、男女共同参画社会基本法ができ、男女の社会的責任やワークライフバランスのあり方を考え、多様性が認められる社会をめざしている。同時期に少子化社会対策大綱や次世代育成支援策を経て、チルドレンファーストや切れ目のない多様な支援を中心に、少子化対策から視点を変え、政策の転換を図ろうとしている。

本論では国の子育て支援政策をあきらかにし、兵庫県の家庭教育支援、親学び学習の経緯をふりかえり次世代に続く課題を明らかにしたい。

1 国の少子化対策から子ども・子育て新システムへ

(1) 緊急保育対策等5カ年計画

1990(平成2)年の「1.57ショック」を契機に仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始まり、1994(平成6)年「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が策定された。

保育所における低年齢児受け入れ枠の0～2歳の受け入れ枠増、延長保育では11時間を超える保育所増、乳幼児健康支援一時預かりとして、病気回復期の乳幼児の一時預かり所増、放課後児童健全育成事業では共働き家庭等の小学校低学年児童の放課後対策所増、地域子育て支援センターでは、育児相談や育児サークル支援等のセンター所増、育児疲れ解消のための一時保育、パート就労対応等の一時預所増、多様なサービスを提供できる多機能保育所の整備など、それぞれ数値目標を掲げ実績を発表した。

少子化の急速な進行により、少子化対策の呼び水として雇用・就業機会の創出に資することを目的として、新たに「平成11年度少子化対策臨時特例交付金」の制度を創設した。

少子化対策臨時特例交付金は、全国の市町村及び都道府県における少子化対策に対し、総額2000億円の交付金を交付するもので、特定の事業だけを対象にする通常の補助金とは異なり、市町村等の創意工夫を最大限生かすユニークな仕組みをとった。

(2) 新エンゼルプラン

1999(平成11)年12月、少子化対策推進関係閣僚会議において「少子化対策推進基本方針」が定められ、これに基づき「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(2000～2004年度)が、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣の合意によって実施された。ここで少子化対策推進基本方針として、少子化対策という言葉が使われた。新エンゼルプランは、保育、保健医療体制、地域や学校の環境、住まいづくり、さらには、仕事と子育て両立のための雇用環境整備、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正などの考え方も盛り込まれた。しかし、出生率は急速に低下し、少子化はさらに進行した。

2001(平成13)年には仕事と子育ての両立支援等の方針(待機児童ゼロ作戦等)として「少子化対策プラスワン」がだされた。小泉内閣当時、「夫婦出生力の低下」という新たな現象を踏まえ、少子化の流れを変えるため少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進した。これまでの取り組みは、子育てと仕事の両立支援の観点から特に保育に関する施策を中心としたものであったが、子育てをする家庭から見た場合、より全体として均衡のとれた取り組みを推進する有効性に視点をおいた。

「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直

し、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進しようとした。

(3) 子ども・子育て応援プラン

エンゼルプランと新エンゼルプランは保育関連事業が中心であったが、それだけでは少子化を食い止めることはできないとして、続く5ヵ年計画は、国全体で「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換を目指す施策を打ち出した。

2003(平成15)年、「少子化社会対策基本法」に基づき「少子化社会対策大綱」(2004年6月閣議決定)を策定した。また、家庭や地域の子育て力の低下に対応して次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援のための取組を促進するために、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとした。それを受け「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」(2005～2009年度)が策定された。

地方公共団体で策定された次世代育成支援に関する行動計画とリンクさせた形で推進するもので、若者の自立や働き方の見直しなども含めた幅広い分野で具体的な目標が設定された。「子育ては、親だけが担うことだと思いませんか？そうではありません。子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てることです。社会の一人一人、みんなが主役なのです。子どもの成長を社会全体で支え喜び合いましょう。」と啓発されている。

上記の2つの法律と「少子化社会対策大綱」を経て、2004年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定され、2005年度から2009年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標が掲げられた。

2007(平成19)年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。共稼ぎ家庭の割合は54%(2007年)であったが、共働き家庭では仕事と子育ての両立に苦しんでいる様子がうかがえた。また、内閣府「“みんなの”少子化対策～子どもへの投資が未来を支える子育てセーフティネットの強化を！」では、保育所持機児童は2万人、専業主婦も子育ての負担感が非常に高いといった報告がだされた。

1975(昭和50)年時は三世帯世帯の割合は16.9%であったが、2008(平成20)年には8.8%となり33年間で半減している。核家族化や地域のつながりの希薄化も加わり、子育てが孤立化していると言われるような風潮があった。

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009（平成21）年6月に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」において提言（“みんなの”少子化対策）が取りまとめられた。

平成20年度「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」（2009年）から、子ども・子育て施策として重要なものとして、

- ・経済的支援措置（72.3%）
- ・保育所の充実をはじめとした子どもを預かる事業の拡充（38.1%）
- ・出産・育児のための休業・短時間勤務（35.1%）
- ・出産・子育て退職後就業を希望する者に対する再就職支援（32.9%）
- ・仕事と育児の両立の推進に取り組む事業所への支援（30.3%）

等があげられており、子育てにかかる経済的負担感、二者択一しなければならなかった子育てと仕事の選択、再就労や労働条件について、子育てをしている女性の苦悩が表れている調査結果である。

（４）子ども・子育てビジョン

その後、2010（平成22）年1月、少子化社会対策会議を経て、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。それまでの取り組みに関する評価として、施策の利用者の視点からの少子化施策に関する意向調査や、子ども・子育て応援プランに掲げられた数値目標の達成度などを踏まえ、検討が進められた。

子ども・子育てビジョンでは、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方のもと、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされた。

また、基本的な考え方として、「社会全体で子育てを支える」、「『希望』がかなえられる」を掲げ、子ども・子育て支援施策を行っていく際の3つの大切な姿勢として、

- 「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」
- 「2 困っている声に応える」
- 「3 生活（くらし）を支える」

が示された。この3つの大切な姿勢を踏まえ、「めざすべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取り組みを進めることとされている。2010年度から2014年度までの5年間を目途とした数値目標が掲げられており、関連施策については、定期的に進捗状況を点検・評価するとともに、その結果に基づき必要な見直しを行うこととする。

(5) 子ども・子育て新システムへ

「少子化社会に関する国際意識調査」2011（平成23）年によると、重要と考える育児支援については、日本では「教育費の支援、軽減」をあげる人の割合が最も高く、以下「保育所の時間延長など、多様な保育サービスの充実」、「小児医療の充実」、「育児休業を取りやすい職場環境の整備」と続いている。このことから、子ども手当や高校の実質無償化などの現金給付とともに保育サービスなどの現物給付が求められ、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることも求められている。

待機児童について深刻な問題となっていることから、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」として、「子ども・子育て新システム」への取り組みが始まった。

待機児童解消『先取り』プロジェクト改革案の具体的内容（ポイント）

- 1) すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、社会全体で子ども・子育てを支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援（子ども手当、地域子育て支援など）
 - 幼保一体化（こども園（仮称）の創設）
 - ・質の高い幼児教育・保育の一体的提供
 - ・保育の量的拡大
 - ・家庭での養育支援の充実
- 2) 新たな一元的システムの構築
 - 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・サービスを実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
 - 子ども・子育て会議（仮称）の設置
 - ・有識者、地方公共団体、労使代表、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援
- 3) 当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討
 - 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
 - ・国及び地方の恒久財源の確保を前提
 - 政府の推進体制・財源を一元化
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

このように、子育て支援政策は少子化対策から子どもを中心とした子ども支援へと移行している。少なくなる子どものために質の高い養育環境を考えることや、子育ての主体者が子育て・子育て支援の政策過程に参画・関与できるようになるのは画期的である。子育て・子育て支援を主体的に取り組むことが政策と有機的につながれば、個人も社会にも活力になる。

2 兵庫県の子育て支援政策と取り組み

1964（昭和39）年から教育委員会が実施主体となって各自治体において、親たちの子育て力を高めることを主眼に「家庭教育支援」が全国で展開されてきた。親の育児ストレスや育児不安の増加、育児放棄や子どもへの虐待などが社会問題化しはじめた1990年代以降、国や県などの行政機関は、親として自信をもって子育てすることの大切さを学び親自身の人間的成長を促すためのさまざまな施策を展開した。

兵庫県では「こころ豊かな人づくり」県民運動を展開する中で、特に子どもを育てる親自身が家庭生活や地域の社会生活に必要な基本的ルールを十分に身につけていないということが問題とされ、親の子育ての不安や悩みが日常的に解決できるとともに親自身がこころ豊かに育ていくために親自身の立場に立った施策の推進が望まれていた。

そこで、1989（平成元）年から全国に先駆けて子育て学習センターの開設、両親教育インストラクター養成事業を実施している。

兵庫県教育委員会社会教育課と嬉野台生涯学習センターにより、県立嬉野台生涯教育センターにおいて望ましい両親教育のあり方について検討した。新しい両親教育システムとして、①学習機会の充実、②地域総合指導の充実（子育て学習センターの設置）、③講師派遣制度、④家庭相談の充実、⑤情報提供の拡充の柱を設けて体系化を図った。この「両親教育インストラクター養成」は120時間（年間2回）の講座を修了した人が、県内の市町（当時80数カ所）の子育て学習センターに配置された。これは、親学習という概念が国内においてまだ定着していない時期にあって、親学習の指導者を養成する講座は他県に先駆けた画期的な取り組みであった。現在は養成はされておらず各市町の裁量で子育て学習センターや子育て支援センターと名称を変えながらインストラクターが配置されている。そこでは親の自主サークル活動や子育て支援者養成講座などを開催している。

（1）“すこやかひょうご” 子ども未来プラン

1997（平成9）年に“すこやかひょうご”子ども未来プランが計画された。当時の県内の合計特殊出生率の平均は1.37（1.39全国）であった。2005（平成17）年8月に庁内横断組織として少子対策本部を設置し、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定した。「一人ひとりが生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」及び「18年から22年までの5年間で25万人の出生数」を目標として掲げ、総合的・先導的な少子対策を推進している。しかし、出生数は依然として減少したままで、少子・高齢化が進展している。今後、人口バランスの不均衡化がさらに進むとともに団塊ジュニア世代の加齢、出産適齢期の県内女性人口の減少が始まることが見込まれる。少子対策は子育て支援の名の下に政策の重要な位置を占めるようになった。

(2) “すこやかひょうご” 子ども未来プランの改訂

1999（平成11）年に改定された内容は以下の通りであるが、当時の合計特殊出生率1.29（1.33全国）であった。

これまでのプランの達成状況や少子化問題をとりまく状況の変化等を踏まえ、次の6つの特色を持ち、5年間の「新ひょうご子ども未来プラン」を策定している。

1) プランの位置付け

このプランの位置付けは、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県後期行動計画であり、県が実施する施策とともに、広域的な立場から市町を支援する施策や子育て支援に取り組む地域団体・NPO、企業などを支援する施策をとりまとめた計画である。

また、少子・高齢化に向けた今後の取り組みの方向性などを示す「少子・高齢社会ビジョン」の視点を見据えて策定した、少子対策を重点的に推進するための行動計画である。

なお、このプランは県の「兵庫県子ども・若者計画」^(*1)、「兵庫県保育計画」^(*2)、「健やか親子21 兵庫県計画」^(*3)にも位置付ける計画である。

(*1) 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく法定計画

(*2) 「児童福祉法」第56条の9に基づく法定計画

(*3) 母子保健の国民運動計画「健やか親子21」を踏まえた県計画

2) 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間。

- ①子育て支援制度の充実と、子育てと仕事のバランスがとれる環境整備の積極的推進
- ②社会生活の基本となる親育ちと家庭力向上への取り組み強化
- ③“良きおせっかい社会”による子どもたち・若者たちへの重点的支援
- ④各家庭や各地域の違いに応じた多様な支援
- ⑤施策効果がわかりやすい出生数目標の設定
- ⑥県民が使いやすく、すぐに役立つ行動計画

2000（平成12）年「まちの子育てひろば」が開設された。親子が気軽に集い、仲間づくりを通して子育ての悩みを話し合い、お互いに情報交換等を行なっている。地域ぐるみの子育て支援を推進していくため、「まちの子育てひろばコーディネーター」を配置し、運営支援活動をしている。ひろばでは、親子（原則未就学児）を対象に、絵本の読み聞かせや人形劇などの遊びを提供、子育て相談、親子体操、工作、季節の行事などの様々な体験活動をしている。

2005（平成17）年8月に「少子局」を設置し、総合的な少子化対策を展開した。2007（平成19）年には「大学コンソーシアムひょうご神戸」と子育て支援に関する協定を結び行政と大学がお互いの特色を生かしながら少子化対策に取り組む試みがスタートした。これは当時、全国的にも珍しく県内の各大学で地域子育て支援が始まり、「親子相談」、「親と子の遊びの教室」、「親の居場所」などができ、「未来の親」となる学生にとっても貴重な体験学習になっている。

(3)「プログラム2011」

その取り組みの6つの柱は、Ⅰ 子どもを産み育てる、Ⅱ 子どもの成長を支える、Ⅲ 豊かな人間性を育む、Ⅳ 若者の自立を支える、Ⅴ 子育てと仕事の両立を支援する、Ⅵ “良きおせっかい社会”による家庭応援となっている。

例えば、主な事業内容を見てみると、多くの事業展開がなされている。

I 子どもを産み育てる

「まちかど子育て相談員」による個々の家庭の状況に応じた子育て支援や在宅の子育て家庭への支援の充実を図るとともに、誰もが安心して妊娠・出産を迎えられるよう、産後うつ・早期発見・対応等、出産・育児支援を強化します。また、妊娠前に関しても不妊に悩む夫婦への支援や安心のマタニティーライフなどの支援があり、出産前から親を育てようとする視点があります。

- (1) (新)「まちかど子育て相談員」
- (2) (拡) まちの子育てひろば事業の推進
- (3) ひょうご絵本プロジェクトの展開
- (4) (拡) 乳幼児子育て応援事業の拡充
- (5) (新) 産後うつ・早期発見・早期支援の仕組みづくりの推進
- (6) (新) 乳幼児ハイリスク家庭早期フォロー事業の実施
- (7) (新) 産科医療機関子育てサポート事業の推進
- (8) 妊婦健康診査費の補助
- (9) (拡) 特定不妊治療費助成の拡充
- (10) (新) フッ化物応用等によるう歯予防事業の実施
- (11) まちの保健室の実施

II 子どもの成長を支える

すべての子ども・子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービス等の拡充を図るとともに、こども医療費助成の拡充や発達障害児への支援充実など子どもたちが安心して暮らすことができる取り組みを強化しています。そして地域におけるきめ細かな子育てサービスをするために、安心の医療や障害児への支援、保育所・幼稚園や認定こども園等による子育て支援の推進を図っています。

- (1) (拡) 保育所等の整備推進
- (2) 私立幼稚園における保育の充実
- (3) (拡) 認定こども園の設置推進
- (4) (拡) こども医療費助成事業の拡充
- (5) (拡) ひょうご放課後プラン事業の推進
- (6) (拡) ファミリーサポートセンター事業の拡大
- (7) (拡) 病児・病後児保育の支援
- (8) (拡) 小児救急医療相談窓口の拡充
- (9) (新) ワクチン接種緊急事業の推進
- (10) (新) 発達障害地域資源データベース化支援事業
- (11) (拡) 発達障害者支援センター等の運営
- (12) (新) 発達障害児の早期支援
- (13) (新) 清水が丘学園児童健全育成環境確保事業の実施

Ⅲ 豊かな人間性を育む

子どもや青年の豊かな人間性を育むため、多様な体験・交流事業やボランティア活動実践の仕組みづくりを進めるとともに、学校と家庭・地域が連携した道徳教育など豊かなこころの育成を図っています。「まちの子育てひろば」をはじめとする広な事業、「まちの保健室」事業も多年の渡り推進され、新たに「まちかど子育て相談員」事業も始まりました。

- (1) (新)「学生子ども応援隊」の推進
- (2) (拡) 子どもの冒険ひろばの推進
- (3) 若者ゆうゆうひろばの推進
- (4) ひょうごユースケアネット事業の推進
- (5) (拡) 高校生こどもとのふれあい支援事業
- (6) (新) 未来の親・子育て世代健康生活支援事業
- (7) 子ども多文化共生教育の推進
- (8) 道徳教育の推進

Ⅳ 若者の自立を支える

若者の自立支援のため、「若者しごと倶楽部」による若年求職者などに対する就業相談等の充実に取り組むとともに、出会い・結婚支援のための「ひょうご縁結びプロジェクト」の本格実施に取り組めます。若者の就業支援、出会い結婚の支援、結婚・子育てを支える住まいは、子育てと仕事が両立できる職場環境づくり、再就業への支援などが事業内容に組み込まれています。

- (1) (拡) 若者しごと倶楽部の運営
- (2) (拡) 年長フリーター等就職支援事業
- (3) (拡) ひょうご縁結びプロジェクトの本格実施

Ⅴ 子育てと仕事の両立を支援する

男女どもの働き方を見直し、子育てと仕事のバランスがとれた環境づくりの推進に向け、ひょうご仕事と生活センター事業の一層の充実を図るほか、子育て中の親の再就業等を応援しています。子育てと仕事が両立できる職場環境づくりは、事業所内保育園や駅型小規模保育施設助成など、民間と行政が協定を結ぶことや整備費補助などで推進しています。また、出産・育児などで離職した人には就業のためのスキルアップセミナーの開催や、ひとり親家庭の生活の安定を図るため在宅就労支援をしています。

- (1) (拡) ひょうご仕事と生活センター事業の実施
- (2) (拡) 育児・介護等離職者再雇用助成事業の実施
- (3) (拡) 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業の実施
- (4) 事業所内保育施設整備推進事業の実施
- (5) 子育て応援企業との協定締結事業の推進
- (6) (新) 女性就業いきいき応援事業
- (7) (新) ひとり親在宅就業等支援事業
- (8) (新) 働く場における子育て応援プロジェクト
- (9) 男女ともの子育てと仕事の両立支援の推進

VI “良きおせっかい社会”による家庭応援

子育て支援情報の拠点となる「子育て“情報楽座”」の設置や、祖父母世代による地域子育て支援活動への参加を応援するなど、まちぐるみの子育て支援を進めます。あわせて、地域団体、職域団体等との協働による子育て支援の拡充を進めるとともに、児童虐待相談の増加や深刻化に対応するため、こども家庭センター等の体制強化を図っています。子育てはまちづくりと切り離して考えることができません。地域の祖父母が活躍できるシーンや、大切な子どもと家庭を守るセーフティネットなど、子育てを大切に社会への協働を推進しています。また、DV対策の推進では「デートDV」を防止するため、教育・啓発が始まりました。

- (1) (拡) 子育て応援ネットの推進
- (2) (新) 「子育て“情報楽座”」の設置
- (3) (拡) 地域“孫育て”全県推進事業
- (4) まちの寺子屋プロジェクトの推進
- (5) 職域団体・専門家による子育て支援事業
- (6) (拡) お父さんプロジェクトの推進
- (7) 児童虐待防止対策の充実強化
- (8) DV対策の推進
- (9) (新) 被害防止教育による子ども安全安心事業

また、各種意識調査によると、未就学児の母親の約7割が子育てに自信がないと回答し、「今の親は子どもへのしつけができていない」と考える人も半数以上となっています。また、子どもを取り巻く環境の問題点として、子どもが戸外で遊ぶことが少なくなったと考える人は7割近くとなっています。こうした中、県民が安心と喜びをもって家庭を築き、子育てを行うことができるよう、親自身の子育て力向上をはじめ、質の高い子育て支援環境づくりを強力に進めていくことも必要となっています。

上記のように、「新ひょうご子ども未来プラン」の行動プログラム「プログラム2011」では、「良きおせっかい社会による協働の少子対策・子育て支援」をめざし、こども医療費助成の拡充、「まちかど子育て相談員」の養成、「子育て“情報楽座”」の新設に加え、児童虐待防止対策として、こども家庭センターの環境整備・体制強化や児童家庭支援センターの増設等にも取り組むなど、地域団体・NPO、企業、職域団体・市町等と協働している。協働部局も企画県民部、健康福祉部、教育委員会、警察本部など多岐にわたっている。

3 子どもを取りまく社会の現状・さまざまなデータをもとにして

国の子育て・子育て支援の流れと、新ひょうご子ども未来プランプログラム2011の推進を検証した結果、いまいちど、身近なところに視点をおいて考察を試みる。

(1) 社会の現状

出生数及び合計特殊出生率の推移があり社会がその深刻さに気づきはじめた。24時間子育てしている人の現状や女性の就労と育児の困難さは問題にされない社会があった。子育ては女性がするのが当然という社会で、さまざまな特定されない要因の中、少子化という現実が今後の社会に及ぼす影響を考えたときはじめて、子育て支援政策やソーシャルサポートの必要性がわかり、女性の問題は社会の問題だと認識された。また、世界の中で日本があるべき姿勢として、男女共同参画社会を戦略的に展開していかななくては成り立たないという現実もみえてきた。

(2) 女性のライフコースと就業・子育て

男女共同参画白書平成21年版 第3章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況には、

- ・仕事と生活の調和の認知度は約1割にとどまっている。
- ・女性のライフステージに応じた働き方の希望と現実をみると、子どもが小さな時期は働きたくないという人もいるが、子どもが中学生以上では9割以上の方が働くことを希望している。
- ・育児休業制度を利用したいと思う男性の割合は約3割だが、育児休業取得率は1.5%程度にとどまっている。
- ・30～40歳代の男性を中心に、長時間労働が常態化している。

また、第3節女性にとっての仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性では、

- ・育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- ・夫婦の生活時間の状況をみると、男性の家事・育児・介護等に関わる時間は、妻の就業状況に関わらず30分程度と非常に短い。
- ・働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取り組みが重要である。と報告されている。

女性の働き方、就労と生きがい、まだまだ選択を迫られる現状がある。社会での活動をあきらめ、だから子育てをする実態が多いなか、育児休業取得率だけでは見えてこない悩みを持っている。政策決定者や経営者の多くは男性であるから女性の意識や悩みは伝わっていない。先進的グローバル企業ではWLB、ダイバシティマネージメントを展開し、自己実現を目指し企業展開している。

(3) 今の子育ての現状とストレス

コミュニケーションが希薄で、失敗しない子・いい子で育った夫と妻、子育てに参加できない夫→（自分の育てられ方から抜け出せない）核家族世帯。三歳児神話・母性神話、人の目・

評価が気になる中での子育て不安・孤独な子育て、上の世代との世代間のギャップ、地域社会の崩壊、公園デビューのプレッシャー、均一化・教育（偏差値）などなど、子育てがストレスだとマスコミを通してあげられている。（大日向2000）

また、多可町における家庭教育の状況について（アンケート集計結果）2009（平成21）年からは、幼児期からの基本的なしつけが十分できていない、基本的生活習慣の乱れ、就寝時刻が遅い・夜型の生活が進んでいる、週末の過ごし方（大型ショッピングセンターなどで過ごす）、食生活に不安がある（朝食をとっていない、インスタント、レトルト、ファーストフードなど）、言葉遣い、親としての自覚、おとなになりきれない親、父親としての自覚、子育てへの自信がない、コミュニケーションの不足、愛情のかけ方（玩具など）、子育ての協力体制、家庭環境の変化・複雑化、遊びの変化、携帯電話の使い方などの課題があげられている。

生活が便利な社会において、育児用品は多種類が大量に氾濫しているが、反面子育てはストレスとを感じる親が増えている。常時ストレスを感じているわけではないが、虐待に至るまでの事件が増加しているのは事実である。

（４）シニア世代の役割

国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」（2002（平成14）年）では夫婦の出生力に対して→シニア世代がプラスの影響を与えるという調査報告をしている。特に妻の出産後の就業継続は夫妻の母親からの育児援助が（同居、別居にかかわらず）大きな役割を果たしている。同居の場合、子ども数の平均は2.37人、両親と別居している場合は2.16人との報告があり、出生力の回復や子育てにおいて、祖父母の役割、いわゆるシニア世代の役割が重要となっていることがわかる。

気兼ねなく、高額な費用支出もなく、気ごろの知れた自分の親には安心して子育てを任せられる。多少のわがままも聞いてもらえ、経済的援助も期待できる。そうした中で子育ての第一義的責任を放棄してしまわない意識付けも必要である。

4 今後のあり方 未来につなぐために

（１）「新ひょうご親学習プログラム」

子育て支援は親支援・親の自尊感情育成 子どもに直接視点を向けるのではなく、親を育てること・子どもの健やかな成長のために（学校教育法幼稚園教育）・望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う（保育所保育指針）、子育ての第一義責任は親にある（教育基本法第10条家庭教育）などの視点をもとに、兵庫県教育委員会で作成された。2011（平成23）年度から「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画実施計画）」に新ひょうご親学習プログラム普及啓発事

業が組み込まれた。

子どもを育てる中で、家庭教育に自信と責任を持てるよう、親学習を行う指導者の研修等を通して家庭教育を支援し、家庭と地域の再構築に向け、家庭力と地域力を高めるため「ひょうご親学び応援事業」（男女家庭課）の成果を活かし、地域で子育てを支援する「地域の親」としての力を高め、ネットワークを広げることも標榜している。

発育・発達に即した遊び、全身の運動・手指の動き、人との関わり、ふれあい遊び、絵本、子どものこころ、自然との関わりなど、体験学習を通して親の気づきをうながし、自信を持って自由に表現できるようなプログラムを提示している。プログラムを体験することによって不安を解消し、また、試行錯誤する中で「気づき・知る」こと、親子がいてねいな関わりができるよう促している。

（２）「ひょうご親学び応援プログラム」

親自らが親として成長できる学びを応援するため、親子・三世代が共に学ぶ学習会等に活用できるプログラムとして、「ひょうご親学び応援プログラム（親プロ）」を2009（平成21）年4月に作成した。このプログラムは地域の団体やグループ等が子育て支援をしようとするとき活用できるよう、兵庫県ホームページに掲載し、ダウンロード可能にしている。

親子・三世代が子育てを楽しみながら、親として自信をつけていくなど、共に学ぶ学習会を「わくわく親ひろば」と名付けて、県民局ごとに配置した「親ひろばコーディネーター」が、地域団体やグループなどの相談に応じ、自主的な開催を支援している。

（３）国際社会の中の日本

2010（平成22）年12月第3次男女共同参画基本計画が策定され、グローバル化などに伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとの方針から、第3分野に男性・子どもにとっての男女共同参画が掲げられた。基本的な考え方として、男女共同参画の裾野を広げるよう、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に積極的にアプローチする。

国連婦人の地位委員会においても、男性は男女共同参画社会の形成に向けて積極的な役割を果たすべきであると指摘されている。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の形成は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについての理解を深める。

また、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進める。

次代を担う子どもたちが、健やかに、そして、個性と能力を発揮できるように育っていくことが重要であり、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成がで

きるよう取り組みを進める。また、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題が顕在化してきており、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援を行う。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながる。こうした観点からも、子どもにとっての男女共同参画を推進する。

課題と展望

今回、少子対策からチルドレンファースト、切れ目のない支援に移行する中で、兵庫県の子育て支援政策を見つめた。1989年（平成元年）年、兵庫県では子どもの健全を願い政策を立て始めた。その後、「2 兵庫県の政策と取り組み」に記したように、実に多彩で多様な支援策があがっている。国の法律や政策とリンクしながら、しかし、先進的に取り組んでいることが明らかになった。予算だけでなく多様な取り組みが必要だと言う姿勢と、大学や地域などの資源を活用しネットワークを構築し連携を強化したいということも明らかになった。

しかし、多くの情報や支援策があっても情報が届かない、情報難民と呼ばれる人たちへのアウトリーチ、虐待、虐待の後ろにあるDV、DVの始まりとなるデートDVなど負の暴力連鎖を断ち切ることなど、親になるまでには多くの課題がある。

子育て・子育て支援は、まちづくりと男女共同参画の視点が必要である。ワーク・ライフ・バランスが実現した社会、ダイバシティ・マネージメントなどの推進により多様性の認められる社会で自己実現がかなう。多くの女性は家庭も仕事も大切にしたいと考えているが、子育てが加わることによってその生活が大きく変わるようなことが多々ある。さらに、子育ても仕事も自分らしくしている人のロールモデルが少ないことも問題である。今後は政策決定の場に多くの女性が意志決定権を持ち、子育てや子育て支援を展開すべきであろう。

次世代の親を育てる視点から、子どもの育ちの中で体験しておくべき課題がある。教育現場では「いのちの教育」や「キャリア教育」がなされているが、男女ともに「親になる教育」も必要だと感じる。生きる力が叫ばれるなか、体力、学力以外にコミュニケーション能力や社会的スキルも必要である。

おわりに

2013（平成25）年から予定されている「こども園」制度、いまだ問題を抱える「子ども手当」などまだまだ激変していくことが予測できる。制度は変わっても、子育ては自らの学習である、

誰でも学習さえすればできる。子育てはその人の人生にとって、社会にとっても楽しい営みであることを知ってもらい、親の自尊感情を高め充実した親子関係を構築してほしい。

子育てが楽しい営みになるよう、支援者がすることは、個々の子育てに寄り添い、多様性を認めること。悩んでいる親には多くの選択肢を提示し、自らの意志決定や行動ができるよう援助することであろう。

参考資料

子ども・子育て新システムについて

平成23年5月12日社会保障改革に関する集中検討会議（第六回）資料4

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/kihon/k_11/pdf/ref2.pdf 内閣府

「新ひょうご子ども未来プラン」「プログラム2011」兵庫県

iーkosodatene.net iー子育てネット 全国・子育て支援ネットワーク

男女共同参画白書平成21年版 内閣府

大日向雅美 母性愛神話のまぼろし 大修館書店 2000年

多可町における家庭教育の状況について（アンケート集計結果）2009 多可町教育委員会

国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」2002

今後の家庭教育支援の充実についての懇談会（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/007/toushin/020701.htm

平成16年版少子化社会白書 内閣府

緊急保育対策等5カ年計画 厚生省児童家庭局企画課少子化対策企画室

少子化対策プラスワンの図 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/09/h0920-1.html>

少子化社会に関する国際意識調査 報告書【全体版】

平成23年3月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa22/kokusai/mokuji-pdf.html>

「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」の概要 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa20/ishiki/pdf/gaiyo.pdf>

待機児童解消『先取り』プロジェクト改革案

参考：http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/kihon/k_11/pdf/ref2.pdf 内閣府

親学び応援施策のあり方 報告書（財）ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究調査本部 共生社会づくり

政策研究群 成瀬千枝子、野々山久也、勝木洋子 2010年3月

「わくわく親ひろば」兵庫県企画県民部県民文化局 男女家庭室 家庭施策係

<https://sites.google.com/a/pref.hyogo.lg.jp/oyahiroba/introduction/activities>

男女共同参画基本計画の変更について 内閣府男女共同参画局

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/>

「ひょうご親学習プログラム」兵庫県教育委員会社会教育課

http://www.library.pref.hyogo.jp/kodomo/hyogo_oyagakushuu.pdf

「ひょうご親学び応援プログラム（親プロ）」兵庫県企画県民部県民文化局 男女家庭室 家庭施策係

https://sites.google.com/a/pref.hyogo.lg.jp/oyahiroba/introduction/oya_pro

Hyogo Child Care Support Policies and Child Care Learning:
From the Countermeasures for Declining Birth Rate to a New System of Child Care

Yoko Katsuki

Summary:

By examining Japan's current policies on child care and Hyogo prefecture's home education process and the parenting education support process, this essay aims to address the policy tasks for the coming generations.